

J. E. ケアンのアイルランド問題論

——土地所有権問題を中心に——

刘 鑫

I はじめに

1. 本稿の目的・意義

本稿は古典派経済学者ジョン・エリオット・ケアンズ¹⁾ (John Elliot Cairnes 1823-1875) がアイルランド問題についてどう論じたかを検討するものである。特に、J. S. ミルの同問題に対する主張との比較を行い、ケアンズの独自の見解をつかみ出すことを目的としている。

ケアンズは1865年9月から11月まで『エコノミスト』誌で「移行期にあるアイルランド」を発表した。この論文は、人口、自由貿易、土地制度などの側面からアイルランドの全体的な状況を説明したものである。そのうち、ケアンズが最も詳細に論じたのは土地所有権問題であり、これが本稿の中心問題となる。「移行期にあるアイルランド」は入札小作制についての論述が多く、土地所有権問題とほかの問題との関係についても詳しく検討している。またこの論文は、アイルランドの土地問題についての最もまとまった文献といえる。さらに、同論文以外に、ケアンズは『政治論集』(Political Essays, 1873a)、『経済学論集』(Essays in Political Economy: Theoretical and Applied, 1873b)などの著作の中でもアイルランド問題を論じている。不在地主制度、アイルランドの土地法案、自由放任主義についてのケアンズの考え方を論じる際に、本稿では合わせて、『政治論集』中の「アイルラ

ンドの地主制度」(Irish Landlordism)、『経済学論集』中の「経済学と土地」(Political Economy and Land)と「経済学と自由放任」(Political Economy and Laissez-Faire)を用い、ケアンズのアイルランド問題論の全体を明らかにする。

ミルがアイルランド問題について熱心に取り組む、その解決に貢献したことは広く認められている。しかし、アイルランドの実情に精通しているケアンズがミルに影響を与えたことはあまり知られていない。その影響を明らかにすることは本稿の意義の一つである。また、ケアンズはアイルランド問題の分析を通じて、土地所有権問題における制度の重要性を強調した。彼は政府の介入によって適切な制度を制定することは重要であると主張した。制度を重要視するというケアンズの特徴を明らかにすることも本稿のもう一つの意義である。

2. 先行研究文献について

これまでケアンズについては、経済学方法論、経済理論、そして当時の経済的状況という三つの領域で研究されてきた。彼の方法論と経済理論については、既に福原(1966, 1967a, 1967b)、佐々木(1997)などが詳しい。また、ケアンズの『奴隷の力』(The Slave Power, 1862)については、山崎(2004)が詳細に論じている。ここでは、本稿との関連で、ケアンズの経済的状況の研究における先行文献の中で、アイルランド

問題および土地所有権問題に関連する文献を中心に紹介する。

ケアンズのアイルランド問題論に関する先行研究は少ないが、その中でまず挙げるべきなのは、ブラックの『経済思想とアイルランド問題』(*Economic Thought and the Irish Question, 1817-1870*)であろう(Black 1960)。ケアンズは「移行期にあるアイルランド」(Ireland in Transition)というタイトルの記事の著者であり、1865年秋にその記事を匿名で『エコノミスト』誌に発表したとブラックは述べている。ブラックによれば、ケアンズは「アイルランド農業の唯一かつ可能な発展は大規模農業にある」という主張に反論したとされる。また、アイルランドで小規模耕作を保護もしくは促進するために小作農補償法を制定することは自由貿易制度とは矛盾しないことをケアンズは強調した。ブラックによれば、ケアンズは経済学領域における土地所有権は必ず次のように認識されなければならないと論じた。つまり、「労働者の労働が生み出したものに対する権利はその労働者にある」ということである。これはこの議論におけるケアンズの見解の基礎であるとブラックは述べている。また「移行期にあるアイルランド」以外に、ケアンズは「経済学と土地」(Political Economy and Land)というタイトルの論文を発表していることがブラックの記述からわかる。この論文は後にケアンズの『経済学論集』に収められた。この論文の中でケアンズは、アイルランドには「経済的地代(economic rent)」を確保するのに法的に十分な保証がないと述べている。ブラックはケアンズの結論を次のようにまとめた。「地代を無制限に上げるという地主の権限を残している限り、アイルランドの土地におけるどのような解決も有効であるはずがない」(Black 1960, 54)。ブラックは最後に、ケアンズに対する評価を次のようにまとめている。ミルとケアンズは本質的にリカードと同じ理論で土地問題を討論した。しかし、ケアンズはリ

カードとまったく逆の政治的結論を引き出した。それは、「社会組織としてのイギリス型システムは多くのシステムの中の一つであり、必ずしも標準あるいは理想とはいえない」ということであり、これは主としてケアンズ自身によって強調された事実であるとブラックは評価している(Black 1960, 55)。

次にあげるべきなのはボイルンとフォーリーであり、ケアンズについての一連の論文を発表している(Boylan and Foley 1984; 2004; 2011)。そのうち、「ジョン・エリオット・ケアンズ—土地、自由放任とアイルランド」(John Elliot Cairnes: Land, Laissez-faire and Ireland, 2011)は最新の研究であり、『アイルランド経済思想史』(*A History of Irish Economic Thought, New York, 2011*)に収載された論文である。

ボイルンとフォーリーによれば、ケアンズは自由放任主義を非難し、土地問題への政府の介入(state intervention)について論じた。彼は自由放任主義に傾倒した経済学だけが、そのような政府の介入に反対することができるという点を強調し、土地問題における政府の介入の必要性を重視した。国の土地はほかの富から経済的に区別すべきであり、土地の私的所有に対する政府による規制は社会的進歩のある段階において不可欠なものであると、ケアンズは論じたのである(Boylan and Foley 2011, 170)。

最後に、同じく『アイルランド経済思想史』に収録されているヒクソンの「土地所有権改革についての古典派経済学者の展望」(The Classical Economist Perspective on Landed-property Reform)を紹介する。この論文は、シーニア、マカロク、ケアンズ、ミルという四名の古典派経済学者たちの土地所有権改革論を評価したものである。この論文でヒクソンは、ケアンズとミルは地主と小作農問題に関する政治的討論への重要な貢献者であったと述べ、ケアンズとミルの主な見解を次のようにまとめている。ケアンズはアイルランド小作農の地代と土地保有期

間を固定化 (fix the rents, fixity of tenure) するための規制を支持し、ミルもアイルランドにおける地代の固定化を求めた。当初、ミルは地主による取り上げを含意する土地保有期間の固定化を求めることには気が進まなかったが、その後 1860 年代のフェニアン団の運動によるイギリス支配への脅威を感じ、その対策として土地保有期間の固定化を提出したとヒクソンは述べている。また、ヒクソンによれば、大飢饉の何年か後のアイルランド農業の急速な変化に関して、ケアンズはアイルランドの農業が穀物中心から牧草中心へ移転した原因を、穀物法の廃止に帰したという。この変化は、人口の三分の一の減少、および入札小作農階級の劇的な衰退に関連していることをケアンズは指摘している (Hickson 2011, 148-49)。

アイルランド問題論についてケアンズとミルの関係に言及した論文としては、ボイランとフォーリーの「ジョン・エリオット・ケアンズ、ジョン・ステュアート・ミルとアイルランド」(John Elliot Cairnes, John Stuart Mill and Ireland: Some Problems for Political Economy, 1984) と、スティールの「J. S. ミルとアイルランド問題」(J. S. Mill and the Irish Question: The Principle of Political Economy, 1848-1865, 1970) が挙げられるべきである (Steele 1970)。ボイランとフォーリーは、ミルは『経済学原理』の中でケアンズの論述に依拠していたと述べている。そのうちの一つは入札小作制の崩壊についての論述であり、もう一つは入札小作農の一つ上位にある農耕階級の位置と見通しについての論述である (Boylan and Foley 1984, 100-01)。ボイランとフォーリーは、アイルランドに関するケアンズの最も重要な文献は「移行期にあるアイルランド」であると述べている。この文献は「小作農のための請願 (a plea for peasant proprietors)」であり、イングランド式とスコットランド式に基づく大農制の創設はアイルランド農業のための唯一可能かつ望ましいものであるという見解

を拒絶するものであるとボイランとフォーリーは述べている (Boylan and Foley 1984, 127)。

スティールによれば、1864 年秋、ミルはアイルランドの状況とその見通しについてケアンズの意見を求めた。ケアンズとの書簡のやり取りを通じて、ミルは 1862 年に書いた『経済学原理』を改訂するための資料を得たとスティールは述べている。ミルはケアンズが提示した次の二点を引き継いでいる。一つはアイルランドの経済的状況であり、もう一つは政府介入の提案である (Steele 1970, 231)。「J. S. ミルとアイルランド問題」以外に、ミルとケアンズに言及したスティールの著作としては、1974 年の『アイルランドの土地とイギリスの政治問題』(*Irish Land and British Politics: Tenant-Right and Nationality, 1865-1870*) がある。スティールはアイルランド土地問題におけるミルの『原理』の影響とその内容のあいまいさ及び 1868 年のミルの「イングランドとアイルランド」について論じたが、ケアンズについての記述はわずか一箇所のみであった。スティールによれば、ケアンズは「直接地代を制御しない限り、アイルランドの土地の改革は成功しない」と主張している (Steele 1974, 293)。

以上、代表的な先行研究を概観した。これらの先行研究を見ると、ブラックが「移行期にあるアイルランド」の具体的な内容はあまり紹介せず、イギリスの制度はアイルランドにふさわしくないという結論のみを述べたのに対して、ボイランとフォーリーはより多くケアンズの記述を引用し、ケアンズのアイルランドの土地制度と自由放任への批判を中心として論じている。ヒクソンは古典派経済学者の土地所有権理論の全体図の中で、ケアンズの貢献を評価している。スティールはケアンズとミルの理論の一致点は論じたものの、両者の相違点についてはそれほど論じていない。これらの先行研究を踏まえたうえで、本稿では、より詳しくケアンズの論述を検討し、彼の理論の妥当性を検証する。

3. 本稿の構成

本稿の構成は以下のとおりである。第 II 節はケアンズのアイルランド問題に関連する論文の内容を要約し、ケアンズが研究するアイルランド問題は具体的にどのようなものであったかについて論じる。第 III 節は同じ古典派経済学者であるジョン・ステュアート・ミル (John Stuart Mill 1806-1873) がアイルランド問題について行った研究と比較し、ケアンズの研究の特徴をまとめる。第 IV 節は結論を述べ、ケアンズのアイルランド問題の研究を通して、経済学における制度の重要性を強調したい。

II アイルランド問題におけるケアンズの主な主張

ケアンズのアイルランド土地所有権についての主張は以下のように分けられる。第一に、土地問題はアイルランドに他の問題をもたらす根本的な原因である。この問題が解決されないかぎり、他の問題に対応する解決策が実行されても、結局重要な問題が残され、アイルランド問題は解決されないままである。第二に、土地は市場における他の商品と区別すべきであり、土地に関する商業活動とほかの商業活動から生じた問題を同様の解決策によって解決することは不可能である。第三に、土地所有権問題を解決するには政府の介入が必要である。第四に、一度成功した制度であっても万能薬ではない。アイルランドには新たな制度を制定すべきである。

以下、これらの主張についてケアンズの論述を詳しく見てゆくことにする。

1. 土地問題はアイルランドに他の問題をもたらす根本的な原因である。

「移行期にあるアイルランド」は、アイルランドの大飢饉、人口、自由貿易および土地制度「入札小作制」などを論じたものである (Cairnes

1865 [1]-[9])。この一連の論文においてケアンズは、各問題を述べた後で、それらを引き起こした根本的な原因は土地所有権問題であることを強調している。さらに、イギリス政府の失敗がアイルランドの土地所有権問題を生じさせたのであり、それを徹底的に解決するには、新しい土地制度を制定することが必要であるとケアンズは主張している。以下、「移行期にあるアイルランド」の中でケアンズが述べたアイルランド問題をまとめ、彼の主張を確認する。

ケアンズはまずアイルランドで起きた大飢饉と人口の激減について述べる。表面的に見ると、大飢饉をもたらしたのは自然災害であった。しかし、その原因はそれほど単純なものではない。ジャガイモの不作によって、小作農の食糧が不足にしたことは確かである。しかし、そもそもなぜ小作農はジャガイモしか生産できなかったかを考えると、土地所有権問題にその原因がある。なぜなら、小作農はもともと土地を所有せず²⁾、地主から土地を借りて生産を行い、収穫した生産物をほとんど地代として地主に支払ったため、自らの食糧は、僅かな面積で大量に生産できるジャガイモに頼ったからである³⁾。つまり、ケアンズは、土地所有権問題は自然災害以上の問題を引き起こしたと主張した。

人口の減少も同様に、単に大飢饉によって人口が減少したのではなく、その根本的な原因も土地所有権問題にあるとケアンズは分析している。ケアンズはアイルランドのような土地制度のもとでは人口の離散 (the dispersion of the Irish population) は不可避であると述べた (Cairnes 1865 [2], 216)。人口の離散には、死亡による減少だけではなく、移民による人口の減少が含まれている。なぜ 19 世紀前半にアイルランドで大規模な移民が生じたかについて、ケアンズは次のように分析した。アイルランドの土地制度は入札小作制であり、この制度は競売によって地代を支払う制度である⁴⁾。競売の結果、小作農は通常より何倍も高い地代を支払う

ことになり、もしその年に生産物の不作があると、地代の支払いができなくなる。そのとき、地主は支払不可能な小作農を直ちに追い出し、ほかの小作農に土地を貸す。そのため、追い出された小作農は、生存するために、アメリカや、フランスなどに移民したのである (Cairnes 1865 [5], 227)。ケアンズは、たとえ大飢饉が発生しなかったとしても、このような土地制度のもとでは必ず移民が生じ、人口の離散をもたらすと結論づけた。

また、人口の減少をもたらしたもう一つの原因は自由貿易であるとケアンズは考えた。そもそも、食肉品と毛織物の輸出はアイランドで非常に盛んな貿易であった。1846年、自由貿易の実施により、毛織物製品の輸出が解禁され、大規模な耕作地が牧草地に転換された。ケアンズは、この耕作地から牧草地への転換が人口減少の原因になったと分析した。彼は耕作地と牧草地の違いを以下のように示した。

- ① 耕作の資本は賃金基金の形で存在する。牧草地の資本は主に土地に固定される。
- ② 耕作地からの収入が年間の経費を上回る報酬の超過分を意味するのに対して、牧草地の収入は一回で行われる支出からの収益を意味する。
- ③ 牧草地の労働需要は耕作地よりかなり少ない。(Cairnes 1865 [2], 215)

この比較からわかるように、牧草地は耕作地より資本も労働力も少なくてすむ。そのため、これまでの農業労働者は耕作地を失い、他に生活手段がなく、労働力を必要とする外国へ移民することとなった。自由貿易は牧草地に有利なものであり、結果として、人口の減少をもたらした (Cairnes 1865 [2], 215)。しかし、自由貿易問題の原因も土地所有権問題にあるとケアンズは主張した。つまり、もし小作農が土地の所有権を有していれば、その土地を牧草地にするかそれとも耕作地にするかは小作農の自由であ

る。しかし、小作農にはその権利がなかったため、自由貿易により利益が生じたとしても、小作農はその利益を享受することができなかった。

以上からわかるように、ケアンズは、アイランドには人口問題、自由貿易問題などこれまで注目されてきた問題がいくつもあるけれども、それらの問題よりも注目すべきは土地所有権問題であるということを強調した。ケアンズによれば、土地所有権問題こそがアイランドのほかの一連の問題を引き起こした根本的な原因であり、この問題が解決されない以上、他の問題に対応する解決策が実行されても、結局重要な問題が残されており、アイランド問題は解決されないままとなる。

2. 土地は市場における他の商品と区別すべきであり、土地に関する商業活動とほかの商業活動から生じた問題を同様の解決策によって解決することは不可能である。

ケアンズは土地の特徴をまとめ、土地と他の形の富とを区別している。土地の主な特徴を、ケアンズは次のように述べている。

- ① 土地は人間に最も必要なものであると同時に、その量には限りがある。
- ② 土地は大部分の商品と違って、人間の労働による創造物ではない。
- ③ 生産過程での取扱い方によって、土地はかなり改良されるかもしれないし、悪化するかもしれない。(Cairnes 1865 [6], 232)

これらのうち、土地と他の形の富を真に区別するものは、②の土地は人間の勤勉さによって生産されないという性質であるとケアンズは述べた (Cairnes 1865 [6], 232)。人間の勤勉さによって生産されず、かつ量に限りがある土地を取り扱う場合と、人間の勤勉さにより生産できる商品を取り扱う場合とを区別しなければ、社会的

な混乱が起きるとしたケアンズは、その理由について以下のように論じた。

ケアンズはまず、土地の所有者と小作農の間に起こる問題において、商業と同様の解決策を実行することは可能であるかどうかを具体的に分析した。イギリス政府はアイルランドの土地所有権問題から生じたすべての混乱に対して、「地主と小作農に他の売り手と買い手のように契約を作らせ、また、彼らが合意されたものが実行されているかどうかを国家が確認する」という政策を制定したが（Cairnes 1865 [6], 230）、この政策のもとで、ケアンズは資本家と地主の行為が類似していることを示している。資本家がある投資から資金を引き出し、より高い利益が得られるほかの項目に再投資するという行為と、地主が借地契約の満了期に元の小作農を土地から追い出し、より高い地代が提供できる小作農に取り替えるという行為の間には、原則として区別は存在しない、と。

しかし、両者が類似しているとはいえ、両者の活動から生じた問題を同様の解決策によって解決することは不可能であるとケアンズは論じた。彼は商業に関わる資本家と商人、また土地に関わる地主と小作農を、貸す側と借りる側に分けて、以上の結論を引き出したのである。

ケアンズは、まず貸す側である資本家と地主について、次のように述べている。

資本家が、長期か短期で外国か自国で投資を行うこと、または、より低い安全性で高い利益を得るか、あるいはより高い安全性で低い利益を得るかという投資活動を、誰も公共問題として扱おうとは思わない。それに対して、長期か短期の契約、不在地主制度、法外な地代などの地主の活動はどこでも公共問題として扱われるのが妥当だと考えられている。（Cairnes 1865 [6], 231）

資本家は、彼自身の資金を使い、自らの判断で

投資活動を行うことができる。しかし、地代は地主の気まぐれ（caprice）によって決められるべきではないとケアンズは論じている（Cairnes 1865 [6], 232）。もし地代が地主によって自由に決められるものとするれば、必ず法外な地代が生じ、それによって苦しんでいる小作農たちの不満が高まり、社会的な混乱を引き起こすかもしれない。実際に、アイルランドでは、地主と小作農の間に混乱が生じている。したがって、地主の活動は公共問題として扱うべきであるとケアンズは論じている。

次に、借りる側である商人と小作農について、ケアンズは次のように述べる。

商人が資本家から資金を借りるときは、一定の額で借りて、ローンの満了に当たっては正確にその額と利息を返済することを約束する。一方、小作農が土地を借りるときは、借りた価値を返すのではなく、土地そのものを返す。このとき、その土地の価値が低くなるか高くなるかは不確定である。（Cairnes 1865 [6], 233）

したがって、土地を対象として扱う場合は、「特殊な条件」つきで投資することが必要となる。この区別のもとでは、土地は通常の商品の範疇から除外されることになる。それゆえ、通常の商品の規制に適した法律原則は、土地を規制するときには適さないかもしれないという結論にも繋がる。ケアンズは以上の分析を通して、所有権の対象として、土地はほとんどすべてほかのものとは異なった基礎に立っているという点を強調した。土地における所有権は、「支出と努力によって土地に付加した価値とは区別される。他のすべての富の最後の拠り所である自然な権利証書を形成する行為すなわち人間の労働からは由来しない」（Cairnes 1865 [7], 238）。後にケアンズは、アイルランドでは新しい土地所有権概念を定義する必要があると述べてい

る。

3. 土地所有権問題を解決するには政府の介入が必要である。

第2の論点で、ケアンズは土地と他の商品の区別を論じた。土地以外の商品に関して、市場がうまく機能するといっても、土地を完全に市場に任せてはいけなとケアンズは主張したのである。ケアンズは自由放任主義に対して完全に反対するわけではないが、それは「経済活動にとって便利な実用的な規則であり、科学的根拠を持っていない」と主張した⁵⁾ (Cairnes 1873b, 244)。彼は自由放任政策によって失敗した例を取りあげ、彼の主張を論じた。一つ目の例は入札小作制であり、二つ目の例はアイルランドにおける自由貿易である。ケアンズはこれらの政策を批判し、政府の失敗も指摘したのである。

最初の例について、ケアンズはまずアイルランドの地主制度を三つの階級に分けて分析した。第一階級は大地主階級、第二階級は小規模土地所有者、第三階級は仲介業者 (middlemen) である。ケアンズによれば、第一階級は一部の人を除いてほとんどがイギリス人あるいはイギリス血統であり、そうでなければ新教徒である。その土地の多くは17世紀の没収地から取得されたものである。この階級の大多数は不在地主であり、代理人またはより普遍的な状況では仲介業者を通して土地を経営している。仲介業者は低い地代で土地を大量に借り、それを細分化して小作農に又貸しする (Cairnes 1873a, 167-68)。仲介業者は、利益を追求するために、ますます土地を細分化し、さらに競売で地代を決めるといふ手段を使い、地代を上昇させる。これが、第一論点から論じたアイルランドの主要な土地問題である入札小作制である。ケアンズによれば、入札小作制の欠点は、地代の高さのほかに、その契約期間の短さ、小作農への保障のなさなどである。このような土地制度のもと

で、餓死、移民、社会の混乱などの問題が生じたのである。ケアンズは「入札小作制」をアイルランド農業に特有でほぼ固有の産物であったと評価した (Cairnes 1865 [3], 218)。イギリス政府は、本国の利益のために、数世紀にわたり、アイルランドで没収した土地をイギリスの地主に譲渡したが、それらの地主が不在地主になることに対して適切な政策を打ち出せなかった。言い換えると、政府が自由放任主義、契約の自由のもとで土地問題を放置したことが、アイルランドの一連の問題をもたらしたのである。言い換えれば、土地の転売、貸借などの経済的活動を政府が介入しないで市場に任せたから、このような結果が生じたのである。

二つ目の例は自由貿易である。第1の論点では自由貿易が人口の減少をもたらす理由を述べた。ここでは、なぜ自由放任主義に基づく土地所有権制度のもとで、自由貿易が失敗したのかについて説明する。ケアンズは原理的には自由貿易の望ましさを認めるものの、実践にあたっては注意が必要であると考えた。アイルランドでは、自由貿易の実施により、大量の耕作地が牧草地に転換された。なぜなら、アイルランドの土地の大半はイギリス系の地主によって所有されており、彼らは自らの利益を追求することに熱心なため、自由貿易の開始により、穀物法が廃止され、穀物の価格が下落した際に、穀物の生産より高い利益の見通しがある牧畜業に移行しようとしたからである。自由放任主義のもとでは、地主は簡単に耕作地から小作農を追い出すことができた。また、イギリス政府が小作農の利益を保護する政策をとらなかったため、結果的に小作農の餓死と移民が増える一方となった。つまり、以上の説明から分かるように、外国から安価な穀物を導入することによって飢餓状態にある小作農を救助するというイギリス政府の政策は、実際にはほとんど効果がなかったといえる。したがって、穀物法の廃止によってすべての経済学者は自由放任主義を完全に信

頼したが、この自由貿易の失敗は政府の失敗であるとケアンズは主張した。ケアンズによれば、政府は穀物法の廃止と救貧法によって、貿易制限の消失と共に貧民の消失を望んだが、それはほとんど実現しなかった。アイルランドの貧困と富の対比は痛々しいほど目立ち、貧困の消滅のきざしはまだそれほどあきらかではない。したがって、産業問題の万能薬として単なる自由放任主義を頭から信じることはできないとケアンズは論じたのである (Cairnes 1873b, 249-50)。

また、ケアンズは『経済学の性格と論理的な方法』(*The Character and Logical Method of Political Economy*, 1857) の中で、富の生産と分配に影響を及ぼす副次的な原因を説明する際に、「その国の政治的・社会的諸制度、とくに土地所有に影響を及ぼす法律」を第一の要因とした(佐々木 1997, 236)。彼は「移行期にあるアイルランド」でも、とくに土地所有権制度とそれに関する一連の法律の重要性を強調した。この点をさらに詳しく説明すると、土地に依存して生活している小作農の立場を考慮した土地所有権制度を実施すれば、小作農の土地に対する関心が高まり、改良への努力がますます強まることが予想できる。しかし、実際にアイルランドで実施された土地所有権制度は地主の立場で作られたものであるため、生産力の向上に対して逆効果を与える。したがって、こういった制度のもとでは、アイルランド問題はますます深刻になる。

以上の二つの例からわかるように、ケアンズは土地所有権問題の解決には政府の介入が必要であると考え、政府が政策と法律を制定することを望んでいた。また、第二の論点に合わせて、政府がほかの商品と区別して、土地問題に対応する新たな制度を制定すべきであるとケアンズは主張したのである。

4. 一度成功した制度であっても万能薬ではない。アイルランドには新たな制度を制定す

べきである。

ケアンズはアイルランドの農業を繁栄させるにはアイルランドの実情に適した法律の制定が重要であると論じ、アイルランド土地所有権委員会 (Irish Land Tenure Committee) の議論に対して異議を唱えた。委員会の議論は次のような内容である。「もしイギリス法のもとで、イングランドとスコットランドの農業が繁栄したとすれば、アイルランドの欠点は明らかに法律の責任ではない」。これに対してケアンズは、「もしイングランドでうまくいく法律が人類の普遍的な要求と一致するように必然的に作られているとすれば、疑いなくその議論は抗しがたいものである」と述べた (Cairnes 1865 [6], 233)。しかし、このように仮定できるかどうかについてケアンズは検討し、「イギリスは地主と小作農についてのイギリス法が実行可能である唯一の国とは言えないとしても、世界のうちのわずかな国の一つであるというほうがより真実に近い」と論じた (Cairnes 1865 [6], 233-34)。

イギリス法は次の状況によってイングランドで実行可能になるとケアンズは分析している。

- ① 地主が耕作に必要なすべての支出を引き受けるという習慣をもつこと。
- ② 所有者と耕作者の間に友好的な感情が存在していること。これは健全かつ強い世論によって支えられ、法律の欠陥をこれまで補足してきた状態である。(Cairnes 1865 [6], 234)

これに対して、アイルランドの状況は次のとおりである。

- ① 原則として、改良をもたらしたのは、地主ではなく小作農である。
- ② 地主と小作農の間の関係は、全体として改善されるべきであるが、これは数世紀にわたるお互いの非難と不正が作り出した状態である。また、自主独立の世論をもたらすような地主と小作農の

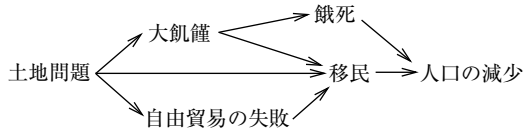


図1 ケアンズの主張

間の偏見のない仲裁者はアイランドには存在しない。(Cairnes 1865 [6], 234)

以上、ケアンズの比較からわかるように、アイランドの状況はイングランドの状況とは逆であり、全く異なる状況のもとで、同じ法律で問題が解決するとは到底考えられない。したがって、アイランドの問題を解決するためには、アイランドの実際の状況に適合する法律を作らなくてはならないとケアンズは主張した。

以上のケアンズの主張をまとめると、図1のようになる。

III ケアンズとミルの分析の比較

本節では、J. S. ミルとケアンズの前後関係をまとめ、「移行期にあるアイランド」が発表される以前に両者にどのような相違点があったかについて検討し、ついで、「移行期にあるアイランド」以後に両者の見解はどのように変化したかについて分析する。本節で用いる文献は、ミルの『経済学原理』(Principles of Political Economy with Some of Their Applications to Social Philosophy, 1848) や『イングランドとアイ

ルランド』(England and Ireland, 1868) などの一次文献の他に、日本の経済学者によるミル研究の先行文献も含んでいる。ミルは早くから後進国問題に関心を持ち、1848年の『経済学原理』の中で、アイランドを低開発地域⁶⁾として取り扱っていた。本節は、アイランド問題に対する両者の比較を通して、お互いに影響されながらも、ケアンズが独自の考えを持っていたかどうかについて説明してみたい。

1. ミルとケアンズの前後関係

ケアンズはミルの追従者であると言われている。ケアンズはミルの『経済学原理』に影響され、自ら書いた『経済学の性格と論理的方法』と『奴隷の力』をミルに送り、ミルの意見を求めていた(Lipkes 1999, 85)。ミルはケアンズの著作を高く評価し、以降両者はアイランド問題について頻繁に意見の交換を行った。特にミルに影響を与えたのはケアンズの「移行期にあるアイランド」であり、その影響は主にミルの『経済学原理』第六版と「イングランドとアイランド」に現れている。表1にミルとケアンズの時間的前後関係を示す。

2. ミルとケアンズの比較

(1) 第五版までの『経済学原理』と「移行期にあるアイランド」

『経済学原理』の第六版には、ミルがケアンズの見解を受け入れ修正した箇所がある。ここ

表1 ミルとケアンズの時間的前後関係

年	ミル	ケアンズ	両者の関係
1848	『経済学原理』初版		ミルからケアンズへ影響
1857	『経済学原理』第四版	『経済学の性格と論理的方法』	
1862	『経済学原理』第五版	『奴隷の力』	アイランド問題について頻繁な通信
1864			『原理』第六版の修正についてケアンズの見解を求める
1865	『経済学原理』第六版	「移行期にあるアイランド」	ケアンズからミルへ影響
1868	「イングランドとアイランド」		

ではそれを除いた両者の相違点を分析する。

第一に、ミルとケアンズでは分析の視角が異なる。ミルはアイルランドをイギリスの低開発地域としたが、経済政策の制定においては、後進国と同様であると考えていた（福原 1960, 114）。ミルは『経済学原理』の中で、後進国を「先進資本主義国イギリスほどの進歩の段階に達していない国々」として定義した。彼は歴史的な経済の発展段階を「狩猟・漁労状態、牧畜状態、農業状態、商工業状態」という四つの状態に分けている（福原 1960, 108）。商工業の行われる近代社会にまで到っていない国々は後進国と言える。例としては、アジア諸国、ロシア、スペインなどがあげられる。ミルがアイルランドにこれらの後進国と同様な経済政策を制定する理由は、アイルランドが地域的にイギリスから離れており、独立運動も見られるからである（福原 1960, 129）。後進国の経済発展のためには「基礎的な社会的および主体的条件を整備してゆくことが必要」とされ、これらの条件はミルによって次のようにまとめられた。(1)「統治をよくすること」、この中に、財産の安全、税金の軽減以外に、土地制度の改良をあげていた。(2)「公衆の知能を向上させること」。(3)外国技術と資本を輸入すること。これらの条件は、ミルからみるとアイルランドにも当てはまる条件であるので、ここで挙げておくことにする（福原 1960, 114）。これら以外に、アイルランドにはイギリスの植民地という歴史があったため、対植民地問題として取り扱ったこともある⁷⁾。したがってミルは、アイルランド問題を複合的な視点から分析していたことがわかる。

それに対して、ケアンズの分析視角は直線的で明快である。ケアンズはイギリス政府の失敗を論じ、イギリス政府による統治には反対していた。また、馬渡によれば、ケアンズはミルと植民地分離についても意見の相違があり、その争点は「分離の是非ではなく、即時分離か否か、時機の問題になる」ということである（馬渡

1997, 415-16）。ミルとケアンズの相互書簡によると、ミルは（植民地と帝国の）分離に関する議論について、ケアンズが考えるように関係を断絶するのは気が乗らないし、断絶が実際に望ましい状態であることにも同意しないと述べている（Mill 1972, 965）。また、植民地にも触れて、ケアンズは、準国家連合によって得られた利点は同盟によっても同様に等しく得られるかもしれないと考えた。しかし、この考えに対してミルの答えは、「同盟というものは存在しえない。同盟というのは一時的になされるものであり、国と国との間には、連合しかありえない」であった（Mill 1972, 977）。すなわち、ケアンズが同盟という形で植民地と帝国との分離を主張しているのに対して、ミルは連合を主張しているのである⁸⁾。

第二に、自作農制について両者の見解は大きく異なる。『経済学原理』の中でアイルランド問題を最も多く取り上げたのは、第二篇第九章の「入札小作人について」と第十章の「入札小作制の廃止策」である。ミルによれば、「入札小作制から生じる結果は、人口の増加力が抑制される程度の如何によって左右される」。しかし、アイルランドの実際の状況では、餓死がなにかぎり、人口を制限するものは「病気と夭折」だけである（高島 1967, 38）。ミルは入札小作農と人口、土地の間の関係を次のように分析している。人口が増えれば、土地に対する需要が増える。一人当たりの土地が少なくなることは、土地を借りるときの競争を激化させて、地代を上昇させる。地代が増えると、入札小作農はそれを支払うために、所得をますます減らすことになり、生活状態は苦しくなる。つまり、ミルは、入札小作制のもとで、アイルランドは「無気力となり、食物は最も粗悪であり、土地の改良は出来もせずしようとしめない」という状態に陥ると考えた（Mill [1848] 1963-91 / 訳 225）。さらに、この粗悪な食物すら不足するようになると、小作農は、死か、永久の乞食か、今の土

地制度を改革するかという選択肢のいずれかを
 選ばなければならないとミルは述べた (Mill
 [1848] 1963-91 / 訳 225)。以上の分析からミル
 は、アイランド問題を解決するためには、入
 札小作制の廃止が「絶対必要な条件」である
 とみなした。具体的な方法としてミルは、「未墾
 地への内地植民による自作農の漸次的な創設」
 を提案した (高島 1967, 38)。

ミルは、自作農制の長所を次のようにまとめ
 ている。

- ① 勤勉を鼓舞すること、② 知能を陶冶する
 力があること、③ 慎重・節制および克己と
 いう徳性を高めること、④ 人口増加を自発
 的に抑制すること、⑤ 土地の細分化を意味
 するものではないこと。(福原 1960, 140)

具体的な方法としては、「国家が強制措置また
 は買い入れによって取得した未墾地に小作農を
 入植させ、必要な資金を出資して開墾させる」
 ということである (高島 1967, 40)。この開墾
 の結果、小作農はその土地の所有権を得て、定
 額の地代を納めることによって自作農となる。
 ミルの分析によれば、入札小作制に比べて、自
 作農は勤勉によって土地への改良を行った場
 合、その結果はすべて自らのものとなるので、
 自作農は積極的に耕作し、自ら人口の増加を抑
 制することになる。

ミルが自作農制を推奨したのは、アイランド
 大飢饉の時であった。それは、アイランド
 における最大の弊害が入札小作制にあるとミル
 が見なしていたためである (池田 1992, 110)。
 しかし、1852年の『原理』第三版、1862年の
 第五版で、自作農制は以前ほど強調されなく
 なった。なぜなら、ミルは大飢饉後のアイラン
 ドの人口の激減とアイランドの農業経済の
 著しい進歩を知るに至ったからである (Steele
 1970, 229)。池田によれば、「1862年の『原理』
 第五版において、ミルは自作農創設の必要性を、

完全には言わないまでも、否定するに至って
 いる」(池田 1992, 113)。

以上のミルの見解の変化に対して、ケアンズ
 は自作農制に賛成しながらも、それを実行に移
 す際に生じる難点を挙げた。まず、又貸しの可
 能性である。ケアンズは又貸しの大規模な進行
 を否定するが³⁹⁾、それを自作農制の実行を阻害
 する要素の一つとしては認めた。

次に、所有権を得た小作農たちが本当に積極
 的に土地の改良を行うかという疑問がある。又
 貸しの可能性を除いても、ミルが言うように自
 作農制の実行により小作農たちの勤勉さを鼓舞
 することは現実的に難しいとケアンズは論じ
 た。なぜなら、実際のアイランドの状況をみ
 ると、穀物法の廃止により、穀物の価格の大幅
 な下落が起こったからである。地代が一定とし
 ても、同量の生産物から得た所得は少なくなっ
 ている。ケアンズの分析のように、小作農と農
 業労働者の生活の改善は長期的に見るとほとん
 どないことになる (Cairnes 1865 [5], 228)。そ
 のため、小作農が穀物生産を積極的に行おうと
 いう意欲は低下することになる。

最後に、資金の問題である。以上の二つの問
 題点と比較して、資本の問題は自作農制の実行
 における最も基本的な問題であるとケアンズは
 論じた。政府の出資による未墾地の開墾に当
 たって、イギリス政府はその資金を出してくれ
 るかという問題に直面することになる。ケアン
 ズは、アイランドの力だけでは自作農制は実
 行できないと主張した。つまり、アイランド
 には十分な資本がないため、イギリス政府が出
 資しないかぎり、小作農の未墾地開墾による土
 地所有権の取得は実現できない。しかし、イギ
 リス政府は出資をしないだろうとケアンズは考
 えたのである。ケアンズの記述によれば、イギ
 リス政府は大農制をアイランドに導入しよう
 とした (Cairnes 1865 [7], 236-37)。それゆえ、
 自ら支持しない自作農制に出資する可能性は少
 ないであろう。仮にイギリス政府がアイラン

ドに出資しない、もしくは投入した資金が少ないと想定した場合に、自作農制はどう実行すべきかについてもケアンズは分析した。簡単に言えば、小作農補償法により、政府の出資のほか、去っていく小作農たちが地主から補償金をもらい、それを未墾地の開墾への資本とするという方法である。ミルも小作農補償法を論じたが、ケアンズはその補償法の実行可能性を分析し、さらに小作農の立場に立って、地主と小作農を平等に扱うべきであると強調した。

ケアンズが考えた小作農補償法は以下のとおりである。

ケアンズは小作農の正当な権利を求めるために、小作農補償法を制定すべきであると主張した。小作農補償法とは、小作農による改良が原因で土地の価値が増加した分を小作農に補償するという原則であり、彼はアイルランド農業の実際の状況にこの原則を適用する可能性について、以下のように分析した。

まず、ケアンズは、土地における所有権の意味は立場によって異なるという。現在のところは、主にイギリス法の意味で地主の地位が解釈されている。これは、他人の労働力の存在に負っているにもかかわらず、土地における所有権は、土地と土地が含むすべてのものに対するものとして解釈されているという意味である。しかし小作農の観点から考えると、土地の権利はより厳密に定義されるべきであり、土地からほかのものによって付加された価値を引いたものに限すべきである (Cairnes 1865 [7], 238)。実際に小作農補償の計画を実施することの困難さは「主として小作農の労働の結果はしばしば不可分にその素材である土地と混じり合っているという状況から起こる。同時に、彼らの価値は価値の他の原因の結果とも混ざり合っている」とケアンズは分析した (Cairnes 1865 [8], 239)。

次にケアンズは、以下の原因によって土地の価値が上がる傾向があると述べた。

- ① 人口の増加
 - ② 商業の拡張
 - ③ 国内コミュニケーションの発展
 - ④ 土地に作用する改良
- (Cairnes 1865 [8], 239)

ケアンズはこれらの原因を分けて考えた。①から③までの原因は社会の進歩に関連する一般的な原因から生じるものであり、④の原因は地主の資本の投入と小作農の労働から生じるものである。ケアンズは「小作農補償法に基礎を与えるためには、改良による土地への付加価値の公正な評価基準という仮定を採用する必要がある」と主張した (Cairnes 1865 [8], 240)。地主と小作農がその評価基準について同意すれば、この問題は解決される。しかし、彼らの答えが異なると考えるならば、誰が評価基準を決定するかが問題となる。イギリス政府の立場に立つと、当然のことながら地主がその決定権を持つとケアンズは論じた。その理由は次のようになる。「第一に、地主の土地に対する関心は永続的なものであるけれども、小作農の場合は一時的なものである。第二に、地主は彼らの地位と教育から、彼らの土地を永久的に改良する際に何が必要なかを小作農よりも正しく判断できる」 (Cairnes 1865 [8], 240)。

アイルランドの実際の状況を見てみると、地主と小作農はそれぞれの収入を得るために土地の改良を進めることに関心を持っている。しかし、その関心の性質は同じではない。これについて、ケアンズは次のように述べた。

小作農の場合、彼の耕作地の改良への関心は即時的なものである。改良に必要な支出がない場合には、損失を受けたときに直ちに損失をこうむるように、利益を得たときには直ちに利益を感じる。地主の場合、改良に必要なものの提供を無視したことに気づくのは小作農の借地期間が終わった後である。事実上、

アイルランド農業の改善は主に小作農階級の仕事となっている。(Cairnes 1865 [8], 240)

したがって、イギリス政府が地主の立場で制定した補償法において、実際に改良を行っている小作農は決定権を持っていないため、

結果として、ある種の敵対関係が生まれ、この関係の状態を維持したままで、地主によって認可された改良に制限するような小作農補償の計画が、この仕組みに伴う怨恨、疑念および相互の腹立ちといった要素を残すだけではなく、それらの要素の力をさらに悪化させてしまうことになる。(Cairnes 1865 [8], 240)

とケアンズは示した。

以上、ケアンズは小作農補償法を実行する可能性について分析を行った。結果として、ケアンズは、小作農補償法を制定することに賛成はするものの、イギリス政府が制定した補償法のように地主の立場によるものではなく、地主と小作農を平等に扱うことが重要であると主張した。

第三に、大農制については両者の主張は異なる。イギリス型の大規模農業制度のアイルランドへの導入について、『原理』におけるミルの考えには変化があった。スティールによれば、1848年の『原理』の初版において、ミルは「たとえ土地所有に関する古典的なイギリスの構造はアイルランドに最適であると認めたとしても、その導入は明らかに実行できないものである」と指摘した。なぜなら、それは農民の三分の二を失うことを意味するからである(Steele 1970, 226)。ただし、この時点では、ミルは大農制のアイルランドへの導入を完全に否定したわけではなかった。

しかし、1852年の第三版において、(人口の)大移動はイギリス型農業の普及の可能性を大きく高めたように見えたが、ミルはそれを全く容

認できなかった。彼は土地保有条件の固定はアイルランドで普遍的に確立されるに違いないと確信していた(Steele 1970, 228)。つまり、この時点で、ミルはイギリス型大農制のアイルランドでの実施に反対するに至ったのである。

1862年の第五版になると、ミルの考えは再び変わることになる。「英雄的救済策」すなわち土地の保有条件の固定は不必要であり、イギリス型大農制のアイルランドでの実施に賛成するようになった(Steele 1970, 230)。

こうしたミルの主張の変化に対して、ケアンズの分析を見てみよう。まず、ミルとは異なりケアンズは、アイルランドにおける大農制の実施に対して一貫して否定的な考えを持っていた。彼が大農制に反対する最も大きな理由は、アイルランドにおける資本の不足である。ケアンズはラヴェルニュ(Lavergne)¹⁰⁾の議論を引用して、この主張を強調した。ラヴェルニュによれば、

イギリス人は、大農制という彼らが好む制度をアイルランドに導入することで、新しい状態から利益を得ることを望んだ。彼らがある程度成功を収めることに疑問の余地はないが、それがアイルランドの一般的な状態になるとは思えない。アイルランドには、大規模農業に対応する資本が足りない。(アイルランドに在住している)イギリス人とスコットランド人の農園主はこれまで(アイルランドの)大農制に向けて努力はしたが、成功例は少ない。(Cairnes 1865 [7], 236-37)

また、ケアンズは、入札小作農から単純労働者階級になったアイルランド人の生活がほとんど改善されなかったと論じた。イギリス人の資本で土地の合併を行った場合、その大農園の資本家はイギリス人となり、資本のない小作農たちは、大農園主の雇用によって単純労働者になる。ケアンズによると、彼らの賃金は確かに平

均30%から40%まで増加したが、ジャガイモが依然としてアイルランドの労働者の主食であり、その価格の上昇率は賃金より高かった¹¹⁾ (Cairnes 1865 [5], 228). そして、ケアンズは労働者の生活状況の改善における要点を示した。労働者にとって重要なのは、「物質的な幸福ではなく、労働者階級に一般に流行している世間並みの生活としての満足の基準 (standard of comfort) である」。「満足の基準」からみると、「ほんの少しの改善のしるしすら見つけようとしても見つからない」とケアンズは結論付けた (Cairnes 1865 [5], 228). したがって、もしアイルランド人自身の資本で成した大規模農業でなければ、結局小作農たちは被雇用者となり、生活の良し悪しは資本家からもらう賃金の額に頼っているため、自主的に土地の改良や新技術の導入などを行う可能性は極めて低いと言えよう。このような状況のもとで、大農制の実行は困難であり、アイルランド人の生活を根本的に改善できる政策とは思えないし、さらに人口の分散を促すことになる。結論として、ケアンズの言葉を引用するなら、「これらの事実や意見の前では、土地の大量の合併と現在のアイルランドの人口の大半の分散が経済的に必要であるという主張は支持されない」のである (Cairnes 1865 [7], 236).

(2) 『経済学原理』第六版、「イングランドとアイルランド」と「移行期にあるアイルランド」

以上の両者の相違点を対照しながら、『経済学原理』第六版の修正と、「イングランドとアイルランド」を書いた時点でのミルの見解の変化を検討する。

まず、両者の第一の相違点からわかるように、ミルはアイルランド問題をイギリス統治下の問題と考えていた。「イングランドとアイルランド」の中で、ミルはアイルランドにおいてイングランドの統治によって起きた一連の問題の存在を認めるが、アイルランドの独立には反対し

た。彼の言葉によれば、「アイルランドは独立によって、自身で統治するという満足 (アイルランドはこれを高く珍重していると考えられている) を除けば、合邦によっては得られないけれども分離独立によって得られる利益は何もない」(Mill [1868] 1982, 31). ミルは「アイルランド統治の困難はすべて我々の考え方の問題であり、それは理解力の欠如である」と判断した (Mill [1868] 1982, 41). また、彼は、イギリス政府は一般に、「正義が求めるもの (justice requires)」を理解できれば、それを拒否することはないと述べた (Mill [1868] 1982, 41). つまり、ミルはイギリスの統治を強固にする立場で、アイルランド問題の解決を望んでいたのである。したがって、ミルのアイルランド問題における分析の視角は変化しなかった。それに対して、ケアンズは一貫してアイルランド本国による統治を主張しているため、この点において両者は互いに影響されなかったと言える。

次に、第二の相違点について、ケアンズは、自作農制の実行における難点を分析し、その対策も論じた。又貸し問題について、『経済学原理』第六版 (1865年) で、ミルはケアンズからの私信の内容を引用した¹²⁾。ケアンズの私信によれば、仲介業者は土地を「高い地代で小農に又貸しして、彼が受け取る地代が支払う地代を超えるその超過分によって生活している」という。仲介業者は借地期間が「満期に近づくにつれ…まだ残っている借地期間中取れるだけ多くのものを取る」ようにしている (Mill [1848] 1963-91 / 訳 274). この問題の具体的な対策としてケアンズは、「又貸しに対する条項を貸借契約に導入することによって弊害を取り除く」ことを提供した (Cairnes 1865 [8], 242). こういったケアンズの見解を参考とし、ミルは『経済学原理』(第六版)の第二篇第十章の第二節「入札小作制の廃止問題の現状」の内容を修正した (Mill [1848] 1963-91 / 訳 265-75). つまり、ミルは自作農制の実施における仲介業者による又

貸しの可能性を承認したのである。

また、ケアンズによれば、最も重要な難点は資本の不足である。その解決策として、ケアンズは小作農の改良事業に必要な土地価値の増加分を補償すべきと主張した。ケアンズによれば、アイランドで最も必要とされている農業改良は、農舎の建設、荒地の開墾と排水設備の改善である。事実上、アイランド農業の改良は主に小作農階級の仕事となっている (Cairnes 1865 [8], 240)。また、ケアンズによると、イギリス法には長い間、小作農には現物で補償するという原則があるという。すなわち、去っていく小作農が彼の労働成果である作物を得る権利があるということである。しかし、土地の改良に対しては、土地所有権に含むものとして地主に属すると規定している。つまり、改良を行った小作農たちは地代の支払いが出来なくなり、追い出されるときに、土地を改良した分の補償がもらえなくなる。改良による土地への付加価値の公正な評価基準として、「最初の支出から減耗した量を差し引いたあとの額は小作農が権利として有すべきである」とケアンズは述べている (Cairnes 1865 [8], 241)。

ケアンズは「移行期にあるアイランド」以前にもミルとアイランド問題について書簡を交わしていた。先行研究でも紹介したように、スティールによれば、1864年秋に、ミルは『原理』第六版の修正のため、ケアンズの意見を求めた。ミルはケアンズが提示した政府介入の提案を受け入れた (Steele 1970, 232)。そして、1865年の『原理』第六版で、「ミルは自作農創設をそれほど重視しなくなっていたのではあるが、ここにおいて再び自作農創設を主張」した。また、小作農が政府から必要とするものは、「借地の保証、あるいは改良工事に対する補償の保証」であるというミルの判断が明らかになった (池田 1992, 113)。これはケアンズの提案に一致するとスティールは論じている (Steele 1970, 232)。したがって、1862年の『原理』の第五

版の自作農制への否定から再び主張するようになったきっかけは、ミルがケアンズの提案を受け入れたことであると思われる。

さらにミルは、「イングランドとアイランド」の中で、「土地所有権の真の道徳上の基礎である正義は、種をまいた人が収穫することを認めるとしても、その権利を持っている人を追い出して、種をまかずに収穫を横領する地主たちにはなんの役にも立たない」と示し、アイランドの実際の状況はその道徳上の基礎に反していると主張した (Mill [1868] 1982, 11 / 訳 23: 一部改変)。これはケアンズの「小作農による土地の改良の価値は小作農に属すべき」という主張と共通している (Cairnes 1865 [8], 240)。アイランドの実情と小作農の改良問題についての分析を見ると、ケアンズの主張のほうが時間的に先行している。

最後に、第三の相違点からわかるように、ケアンズは大農制に反対し、次のように主張している。

もしイギリス人が、彼らの農業を繁栄させた法律は、彼らの考えと習慣から大きく異なる人々にも必ず適合するはずと固く信じるならば、次のような結果が生じる。小規模農家が必然的にその体系に屈服し、アイランドの土地の半分を占める中規模の土地が合併させられることになる。この国は確かに、現在の状態に比べて進歩するが、その進歩は現在の住人とイギリス帝国の威信と権力の喪失を代価として支払うであろう。(Cairnes 1865 [9], 250)

つまり、アイランドで実施する制度ならば、この国の人々の考えと習慣に適合するような制度が望ましいとケアンズは強調したのである。

第三の相違点で述べたように、『原理』の第五版 (1862年) の時点では、ミルはイギリス型大農制のアイランドでの実施に賛成すること

になった。それにもかかわらず、1865年の第六版と1868年の「イングランドとアイルランド」において、彼の立場は一転して、イギリス型大農制のアイルランドでの実施に反対することになった。

ミルの「イングランドとアイルランド」では、制度の適合性について次のように述べられている。「そのもとで生活している人々の考え方・感情・歴史的経緯に適合する制度が最も好ましい制度である」(Mill [1868] 1982, 9-10)。つまりミルは、「アイルランドには同地特有の国民感情・歴史があり、その制度も異なるべきである。したがって、イギリスの問題としては、相手を理解し両国の差を調和させることが重要となる」と主張したのである。それゆえミルは、「土地に関する本国の法律や習慣をアイルランドに導入する前に、同国の特殊事情を考えなければならぬ」と論じた(福原 1960, 136)。この時点でのミルの考えは、ケアンズの「アイルランドではアイルランドにふさわしい制度を制定すべき」という主張に一致するように変化している。したがって、1852年から1862年までの立場の変更は、ミルが大飢饉後のアイルランドの変化を見て、彼自身で考えを変えたためと見られる。しかし、1865年からの立場変更は、ケアンズからの影響によるものと思われる。

3. 比較から見るケアンズからミルへの影響

第III節1の表1に示した両者の時間的關係を振り返ってみると、ケアンズはミルの『経済学原理』第六版の修正に貢献したことがわかる。ミルからケアンズへの書簡によれば、ミルは『経済学原理』第六版の修正についてケアンズの意見を求めた。さらに、第六版でミルがケアンズの私信を引用したことから、アイルランドの小作農の現状と又貸し問題においてミルがケアンズの意見を受け入れたことは明らかである。また、「イングランドとアイルランド」は「移行期にあるアイルランド」以後にミルが発表した

論文であり、その中にもケアンズから受けた影響を見て取ることができる。ミルの変化を全体的に言えば、第五版の『原理』まで、ミルは、アイルランドの人口が激減したため、自作農制の実施の必要性がなくなったと主張するようになったが、その後ケアンズの影響を受け、イギリス型の大農制に反対し、又貸し問題と改良問題の対策を取り入れた自作農制を主張するようになったのである。池田によれば、最終的に、「ミルは、永続的土地保有を条件とする小農経営という、アイルランドでの自作農創設の必要性を完全に承認することになったのである」(池田 1992, 114-15)。したがって、両者の相違点の第二と第三を合わせれば、ケアンズからミルへの最も重要な影響は「イギリス制度を標準としない」ことである。

IV 結論——ケアンズの主な主張と彼への積極的な評価——

本稿では主にケアンズが1865年に『エコノミスト』誌に発表した「移行期にあるアイルランド」を用いた。この「移行期にあるアイルランド」について言及した論文はほかにもいくつかある。たとえば、Black (1960)、Boylan and Foley (1984) などである。しかし、彼らは「移行期にあるアイルランド」の内容については紹介する程度に止まり、ケアンズがどのように分析したかについて詳しく論じているとは言えない。それに対して本稿は、ケアンズの主張をより詳しく論じた。まず、ケアンズはアイルランド問題の中で、土地所有権問題を重視したことを明らかにした。次に、この問題を解決するために、ケアンズが土地と他の商品を区別する理由を論じた。さらに、その区別を理解した上で、政府の介入、制度の重要性を強調した。最後に、制度を重視するというケアンズの主張をより明確に言えば、その問題に適合する制度を制定することが最も重要であるということを示した。ケアンズの分析から、アイルランド問題の核心

は土地所有権問題であり、これを解決することがアイランドの経済問題および政治問題を解決する鍵であるということがあきらかになった。

また、本稿はケアンズの分析とミルの分析の比較を行った。ミルのアイランド問題論については多くの研究がなされてきたが、両者の比較を行ったものは少ない。両者の比較を行った論文としては、すでに紹介したポイランとフォーリーが書いた「ジョン・エリオット・ケアンズ、ジョン・ステュアート・ミルとアイランド」(1984)があるが、この論文は、ケアンズとミルが経済学クラブで知り合ってそれ以降書簡によって交流していたことを紹介し、アイランド問題においても多くの議論をしていたことを述べている。ポイランらの記述から、ミルがケアンズの入札小作制の崩壊と入札小作農の一つ上位にある農耕階級の位置と見通しについての意見を受け入れ、彼の『経済学原理』の第六版に載せたことが分かった。しかし、具体的に両者にはどのような相違点があるかについては明らかにしていない。また、ステイールは、「J. S. ミルとアイランド問題」の中で、『原理』におけるミルの大農制に関する考え方の変化を述べ、ケアンズの意見との一致点を示したが、ケアンズの主張については詳しく論じなかった。本稿は両者の著作の時間区分を意識しながら比較を行い、彼らの相違点を明らかにすることに努めた。主として、両者には、アイランドにおけるどのような土地所有のあり方が適切であるかという問題について相違が存在していた。ミルの自作農制という政策に関して、ケアンズは賛成しながらも実行するときの難点をあげ、小作農の改良を補償する方法を提案した。ケアンズは「移行期にあるアイランド」を通して、アイランドの実情を強調し、イギリスの制度はアイランドにとって適切ではないと主張した。これらの主張はミルに

影響を与えた。これらのケアンズからミルへの影響についての検証は、ポイランらの先行研究に比べて、本稿で新たに明らかにした点である。

以上の内容を通して、筆者は、ケアンズを以下のように評価したい。

1. ケアンズは伝統的な古典派理論から一歩踏み出した。福原によれば、「古典派経済学者が諸国間の関係を論じるとき、彼等の議論は母国にとって都合のよいもの、母国中心の考え方であった」(福原 1960, 107, 139)。後進国問題の解決に当たっては、「経済学的にイギリスというモデルへの諸外国の適合ということのなかに見出されるのが普通である」(福原 1960, 107)。この点において、ケアンズは首尾一貫して、イギリス型の制度ではなく、新たな制度を制定すべきことを主張した。また、ケアンズは、伝統的な古典派経済学が支持する自由放任主義を批判し、土地所有権問題に対する政府の介入の必要性を強調した。

2. ケアンズは、ミルの議論の実行可能性に関して、さらに深く分析を行った。ミルは理論的に政策を提出したが、その政策の実行可能性について分析したのはケアンズである。例えば、自作農制の実行可能性についての分析は、ミルの議論をさらに現実化したものと思われる。

3. ケアンズは法律の分析を重視した。彼は、「移行期にあるアイランド」の中で立法の重要性を首尾一貫して強調し、特に地主と小作農の関係に関するイギリス法のアイランドにおける実行可能性について、批判的に検討した。ケアンズによれば、法律はただ存在するから機能するものではなく、法律という制度が十分に機能する条件を考えることが重要なのである。

注

- 1) ケアンズは J. S. ミルの最も著名な弟子として知られている。彼はミル逝去の後、「イギリス第一の科学的経済学者」とヨーゼフ・アロイス・シュンペーター (Joseph Alois Schumpeter 1883-1950) から高く評価されたこともある。「ケアンズは科学的才能においてはリカードのすべての直弟子の上位にたつものであり、リカードとミルから出発して独自の本質的に独立している立脚点を獲得した」(シュンペーター [1912] 1954/ 訳 123)。ケアンズは 1823 年 10 月 26 日にアイルランドのラウス郡のキャッスルベリンガム (Castle Bellingham, County Louth) に生まれ、父親は大ビール醸造主であった。キングズタウン (Kingstown) とチェスター (Chester) で教育を受けたあと、父親の会計事務所に三年間務める。その後、ダブリンのトリニティ・カレッジ (Trinity College) で B. A. と M. A. の学位を取得し、1857 年にアイルランド弁護士の資格を獲得した。同じ期間に、化学、工学、経済学なども学び、報道関係の仕事に没頭していたこともある。彼が好んだ題目はアイルランドの社会・経済問題であった (Harry 1919, 201-03)。1856 年から五年間ダブリン大学のホェートリー経済学講座の教授を務め、本格的に経済学の研究を開始する。1859 年からゴールウェイのクィーンズ・カレッジ (Queen's College, Galway) の経済学と法学の教授も務める (McGuire and Quinn 2009, 251-52)。1859 年から 1860 年にかけて、オーストラリアとカリフォルニアにおける金の発見について *Fraser's Magazine* 誌と *Edinburgh Review* 誌に三つの論文を発表した。1865 年、ロンドン近郊に移転。この時期から、長年にわたって病気に悩まされることとなる。1866 年にロンドンのユニヴァーシティ・カレッジ (University College, London) の経済学教授に任命される。この時期から、経済学者としてのケアンズは高い評価を得るようになる。当時、経済学において、リカード-ミル学派は支配的な地位を占め、ミルの学説は完全かつ最終的なものとして認められていた。ケアンズはこの学派に所属し、当時はミルに次いで重要なイギリス経済学者であった。1872 年に退職し、翌年から大部の『政治論集』と『経済学論集』を発表する。1875 年 7 月 8 日に死去 (Harry 1919, 201-03)。
- 2) なぜ小作農が土地を所有していないかについては、イギリス帝国が〈英愛合同〉以前からアイルランドのカトリック教徒を圧迫してきた歴史をみればわかる。イギリスは、カトリック教徒を改宗させるため、経済的にも不平等な法律を制定した。たとえば、改宗しない教徒に対し、土地の購入、土地の抵当権の所有、土地の 30 年以上に亘る借用などは禁じられていた。合同になってからその圧迫はさらに酷くなったのである。
- 3) ベケットによれば、「1699 年、イングランド議会の定めた法令によって、アイルランドはイングランド以外の諸国に毛織物製品を輸出することが禁止された。しかもイングランドからも、アイルランド製品は、重い関税がかけられていたため、当時すでに閉め出されていた」(Beckett 1966/ 訳 141)。この衝撃を受け、アイルランドの工業は後退していく。そして、アイルランドの経済は主に農業に依存することとなり、人々は僅かな土地で大量に生産できる農業生産物ジャガイモで生活を維持することになった。
- 4) ケアンズはミルを引用して、この制度を「労働者が資本家的借地農業家の不在なしに、土地に関する契約を結び、かつその契約の諸条件、ことに地代の額が慣習によってではなく、競争によって決定される場合」(長谷川 1982, 69) と定義した。入札小作制の契約期間と地代の具体的数字は上野によって紹介された。「当時のアイルランドでは、農業の労働者 (コッターおよび農業労働者) は、一作物期間毎の借地契約で一エーカー程度の土地に自家用の馬鈴薯を植え、その借地の地代を、日賃金に換算した労働で払っていた」(上野 1974, 239)。また、上野はオブライエン (G. O'Brien) の示す例を引用して、入札小作農が負担した地代の高さを明示した。「あるコッターは、一エーカーと 1/4 の土地 (地代五ポンド)、家 (二六シル)、羊一頭分の牧草 (十シル) を農場主 farmer から借り、一日六ペ

ンス 1/2 の計算で二五一日も農場に出て働いた。それで返済した地代等の合計は僅かに六ポンド十六シルである。当時、アイアランドで農場主が地主に支払った地代は一エーカーあたり一ポンド程度であり、それでもイングランドに比べて非常に高かった」(上野 1974, 239)。この記述からわかるように、入札小作農は実際の地代より約五倍高く支払ったと考えられる。

- 5) 長谷川によれば、土地所有権に関するケアンズの接近方法は、経済学と自由放任主義との区別に基づいている。さらに長谷川は土地問題に関するケアンズの意見を次のようにまとめている。「もし自由放任主義が経済学教義の総体として考えられるならば、土地に利害関係をもつひとびとの相対的な地位を決定する国家干渉は経済学的異論をふくむことになる。それゆえに、もし自由放任主義のなかに経済学の公式がみられるならば、アイランド問題は未解決のままにされるか、あるいは、経済学の領域外の問題とされるか、のいずれかであった」(長谷川 1982, 70)。
- 6) 当時のアイランドのような非独立国に言及している場合は、低開発地域として論じたものと見なされる(福原 1960, 108)。
- 7) 本稿では、主に経済の状態からミルのアイランド問題の論述をまとめた。しかし、政治的問題もアイランド問題の重要な側面であり、経済問題と切り離せない部分が多いので、彼のアイランドに対する政治的態度も紹介しておくことにする。ミルの『代議制統治論』によれば、最善の統治形態は「成年の国民あるいはその大部分が投票によって究極的統制力を選ぶ代議政体」である(福原 1960, 111)。ミルは、改善と進歩の見られる国々ではこの体制を採用できるが、まだ採用できない国々は遅れた国であると考えた(福原 1960, 111)。また彼は従属国と植民地の統治形態について論じた。統治形態はその国の発展程度によって次の二つに分けられるとミルは分析した。①母国と同じ文明状態にあり、代議政体の採用が可能な国、②遥かに遠い国である(福原 1960, 112)。ミルはアイランドを②の型の国であると判断し、アイランド

は「直接自治権を要求する資格がなく、母国によって統治されるべきだ」と主張した(福原 1960, 112)。したがって、ミルはアイランド問題を母国イギリスの統治下での問題だと考えていた。

- 8) ミルは、『代議制統治論』(*Considerations on Representative Government*, 1861)の中で、アイランドに関して、まだ自治という資格を持っていないと判断した。これは、ケアンズとの最も大きな相違点と考えられる。
- 9) ケアンズは「又貸しの大規模な進行による影響は、現実的に不可能なものである」と述べた。なぜなら、「利潤地代は又貸しによって得られるが、小規模の土地、または普通の規模の土地で得た地代はその所有者の生計に対しては全く不十分であり、生計という必要性から、彼らは現在の所有地を継続しようとする。また、現在の所有地の地代により生存が可能であるとしても、アイランド人口の大部分は彼らの家族とともに現在のアイランド式の小作農であるということ忘れてはならない」(Cairnes 1865 [9], 246)。つまり、もともと土地を持っていない小作農は資本が不足しているため、それらの小作農に又貸しをしても、得た地代で生活することは難しい。さらに、このような小作農はアイランドの人口の大部分を占めているため、又貸しの大規模な進行は現実的に不可能である。
- 10) Léonce de Lavergne (1809-1880)。フランスの経済学者、政治家、作家。著作に『イングランド、スコットランドおよびアイランドの農業経済』(*The Rural Economy of England, Scotland, and Ireland*, 1855)がある。
- 11) ジャガイモの価格は次のような原因によって上昇したと考えられる。大農園の資本家はより高い利益を求めめるために、外国に輸出ができる農産物に対応して生産を行い、ジャガイモの生産を取りやめる可能性がある。大農園以外の土地はほとんど肥沃度が低い土地であり、ジャガイモを生産しても生産量が少ないため、価格が上昇したのである。ジャガイモの価格の上昇率は Ó Gráda によれば次のとおりである。1814-15年と1824-25年の平均上昇率は28.8%

1843-44 年, 1844-45 年, 1851-52 年, 1852-53 年は 32.4%, 1845-46 年と 1850-51 年では, ほぼ 100% に昇った (Ó Gráda 1988, 106).

- 12) 末永の注釈によれば、『経済学原理』の第二篇第十章第二節は, 第六版で新しく書き加えられた内容である。ミルは第五版の当該箇所を削除し, ケアンズの私信を引用した。その内容の引用については, 末永の訳文を用いている。

参考文献

- Beckett, J. C. 1966. *A Short History of Ireland*. London: Hutchinson. 藤森一明訳『アイルランド史』八潮出版社, 1978.
- Black, R. D. C. 1960. *Economic Thought and the Irish Question, 1817-1870*. Cambridge: Cambridge Univ. Press.
- Boylan, T. A. and T. P. Foley. 1984. John Elliot Cairnes, John Stuart Mill and Ireland: Some Problems for Political Economy. In *Economists and the Irish Economy from the Eighteenth Century to the Present Day*, edited by A. E. Murphy. Dublin: IAP/Hermathena: 96-119.
- , eds. 2004. *John Elliot Cairnes: Collected Works*. London and New York: Routledge.
- . 2011. John Elliot Cairnes: Land, Laissez-faire and Ireland. In *A History of Irish Economic Thought*, edited by Thomas Boylan, Renee Prendergast, and John D. Turner. New York: Routledge.
- Cairnes, J. E. 1854. *An Examination into the Principles of Currency involved in the Bank Charter Act of 1844*. Dublin: Hodges and Smith.
- . 1857. *The Character and Logical Method of Political Economy*. London: Macmillan.
- . 1862. *The Slave Power: Its Character, Career, and Probable Designs: Being an Attempt to Explain the Real Issues Involved in the American Contest*. New York: A. M. Kelley.
- . 1865. Ireland in Transition. In *John Elliot Cairnes: Collected Works*. vol. 6: 208-50.
- 1865 [1]. Ireland in Transition. *Economist* 9 September 1865.
- 1865 [2]. Ireland in Transition: Free trade. *Economist* 16 September 1865.
- 1865 [3]. Ireland in Transition: The Irish Cottier. *Economist* 23 September 1865.
- 1865 [4]. Ireland in Transition. *Economist* 30 September 1865.
- 1865 [5]. Ireland in Transition: The Decline of Cottierism. *Economist* 7 October 1865.
- 1865 [6]. Ireland in Transition: Land tenure. *Economist* 14 October 1865.
- 1865 [7]. Ireland in Transition: The Future of Irish Industry. *Economist* 21 October 1865.
- 1865 [8]. Ireland in Transition: Tenant-right. *Economist* 28 October 1865.
- 1865 [9]. Ireland in Transition: Peasant Proprietorship. *Economist* 4 November 1865.
- . 1873 a. *Political Essays*. London: Macmillan.
- . 1873 b. *Essays in Political Economy, Theoretical and Applied*. London: Macmillan.
- . 1874. *Some Leading Principles of Political Economy Newly Expounded*. London: Macmillan.
- Harry, R. 1919. *Dictionary of Political Economy*, Vol. I. London: Macmillan.
- Hickson, C. 2011. The Classical Economist Perspective on Landed-Property Reform. In *A History of Irish Economic Thought*, edited by Thomas Boylan, Renee Prendergast, and John D. Turner. New York: Routledge: 139-55.
- Lipkes, J. 1999. *Politics, Religion and Classical Political Economy in Britain: John Stuart Mill and His Followers*. New York: St. Martin's Press.
- McGuire, J. and J. Quinn. 2009. *Dictionary of Irish Biography: From the Earliest Times to the Year 2002*. Cambridge: Cambridge Univ. Press.
- Mill, J. S. [1848] 1963-91. *Principles of Political Economy with Some of Their Applications to Social Philosophy*. In *Collected Works of John Stuart Mill*, edited by John M. Robson. Toronto: Univ. of Toronto Press, London: Routledge and Kegan Paul, vol. 2-3. 末永茂喜訳『経済学原理』岩波書店, 1959-63.
- . 1861. *Considerations on Representative Government*. London: Parker, Son, and Bourn. 水田洋訳『代議制統治論』岩波書店, 1997.
- . [1868] 1982. England and Ireland. In Mill 1963-91 [1848], vol. 6. 高島光郎訳「イギリスとアイルランド」『エコノミア』41 (3): 19-39, 1990.
- . 1972. *The Later Letters of John Stuart Mill 1849-1873 Part II*. In *Collected Works of John Stuart Mill*, edited by Francis E. Mineka and Dwight N. Lindley. Toronto: Univ. of Toronto Press, London:

- Routledge and Kegan Paul, vol. 15.
- Ó Gráda, C. 1988. *Ireland Before and After the Famine*. New York: Manchester Univ. Press.
- Schumpeter, J. A. [1912] 1954. *Economic Doctrine and Method: An Historical Sketch*. New York: Oxford Univ. Press. 中山伊知郎・東畑精一訳『経済学史—学説ならびに方法の諸段階』岩波書店, 1980.
- Steele, E. D. 1970. J. S. Mill and the Irish Question: The Principle of Political Economy, 1848-1865. *Historical Journal* 13 (2): 216-36.
- . 1974. *Irish Land and British Politics: Tenant-Right and Nationality, 1865-1870*. Cambridge: Cambridge Univ. Press.
- 池田和宏. 1992. 「J. S. ミルのアイルランド論(II): 土地政策をめぐる論争を中心として」『成城大学経済研究』117:109-36.
- 上野 格. 1974. 「マルサスとアイアランド問題」『成城大学経済研究』45:231-49.
- . 1976. 「アイアランド問題」『経済学史学会年報』14:1-11.
- 小田美佐子. 2004. 「中国における農村土地請負経営権の新たな展開」『立命館法学』6:77-108.
- 佐々木憲介. 1997. 「古典派経済学の基本前提—シーニアとケアンズ」北海道大学『経済学研究』47 (2): 225-38.
- 高島光郎. 1967. 「J. S. ミルとアイルランド問題」『資本論の成立』所収, 岩波書店.
- 長谷川隆彦. 1982. 「ケアンズのバステア論について」福山大学『経済学論集』6:68-83.
- 福原行三. 1960. 『J. S. ミルの経済政策論研究』啓文社.
- . 1966. 「J. E. ケアンの経済学についての一考察」『大阪府立大学経済研究』40:1-13.
- . 1967a. 「J. E. ケアンの需要供給説」『大阪府立大学経済研究』46:44-63.
- . 1967b. 「J. E. ケアンの需要供給説(続)」『大阪府立大学経済研究』51:1-22.
- 馬渡尚憲. 1997. 『J. S. ミルの経済学』御茶の水書房.
- 山崎好裕. 2004. 「ケアンズの『奴隷の力』—アメリカ奴隷制度と古典派経済学」『イギリス経済思想史』所収, 小柳公洋編, ナカニシヤ: 95-109.

J. E. Cairnes on the Irish Problem: With Special Reference to Land Property Rights

Liu Xin

This paper examines the classical economist John Elliot Cairnes's analysis of "the Irish problem." In particular, it focuses on the land property rights issue in Ireland. This study examines John Stuart Mill's analysis of the Irish problem, although Mill was influenced by Cairnes's view on this issue. However, research on Cairnes's analysis of the Irish problem is extremely scarce. Therefore, this paper is significant in that it closely examines Cairnes's analysis.

In this paper, the following two issues are discussed. First, Ireland faced several problems related to population, religion, and national independence. This paper deals with the reason that Cairnes paid the utmost attention to the land

ownership problem. Secondly, by comparing Cairnes's view with that of Mill, can we clarify the characteristics of Cairnes's analysis? Cairnes emphasized the difference between land and other commodities, promoting the establishment of a system of land ownership appropriate to the Irish condition. Moreover, he criticized the *laissez-faire* policy: he advocated that it was necessary for the government to intervene in land ownership issues. Cairnes's criticism of the *laissez-faire* policy had an impact on Mill. This paper highlights Cairnes's view on the importance of institutions in solving economic problems.

JEL classification numbers: B12, B31.